

「戦争の惨劇を繰り返さず、国連憲章・国際法に基づく平和構築を希求する」宣言

世界では、戦火の嵐が広がって終わりの見えない状況が続いている。ロシアによるウクライナへの侵略戦争が開始され、2年がたとうとしている。これまでのウクライナ市民の死者は少なくとも1万58人（国連・12月11日時点）であり、戦火を逃れて世界各地に滞在している難民は630万8600人（UNHCR・12月5日現在）となっている。戦争の被害に遭うのはいつも無辜な市民である。

さらに、本年10月7日のイスラム抵抗運動（ハマス）のイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いている。世界各国の不断の努力によって戦闘の一時休止が行われたものの、7日間の休止後にイスラエル軍による攻撃が再開された。

これまで、国連は各国の平和の英知を結集して国連総会決議を上げてきた。そうした中、国連は第10回緊急特別会合を再開し、ガザ地区における人道目的での休戦を求める決議を2度採択している。特に、12月13日（日本時間）に採択された国連総会決議（A/ES-10/L.27）は日本を含む賛成が153か国（反対が10か国）であった。同決議は、1. 人道的即時停戦、2. すべての当事者は、特に民間人の保護に関して国際人道法を含む国際法に基づく義務を遵守すること、3. 全ての人質の即時無条件解放と人道的アクセスの確保、以上の3点を関係する全ての当事者に要求した。

また、ロシアによるウクライナ侵略についてはあらゆる側面からロシアの侵略行為を非難する国連決議が昨年3月から6度も採択されてきた。こうした世界各国の平和の努力に敬意を表する。

名護市議会は、全世界の人々と共にあらゆるテロ行為・侵略行為を断固として非難する。そして、世界各国の英知を結集した国連憲章及び国際法、国連総会決議の早急かつ完全な履行を求めるとともに、日本国憲法の恒久平和の理念に基づいて一切の戦争を否定し、無辜の市民が被害を受けない平和な社会の実現のために努力することをここに宣言する。

以上、決議する。

令和5年12月25日

沖縄県名護市議会